

第 2 8 号議案

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(桶川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 桶川市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	
(2) 略	(1) 略
(3) 略	(2) 略
(4) 略	(3) 略
(5) 略	(4) 略
(6) 略	(5) 略
(7) 略	(6) 略
3 扶養手当の月額は、前項第1号 <u>及び第3号</u>	3 扶養手当の月額は、前項第1号 <u>に該当す</u>

<u>から第7号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u> 4 <u>扶養親族としての子</u>のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの<u>間（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該<u>扶養親族としての子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	<u>る扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては3,500円）とする。 4 <u>扶養親族たる子</u>のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの<u>間</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該<u>扶養親族たる子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。
第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除	第9条 削除

く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

<u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合</u> <u>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u>	
(地域手当)	(地域手当)
第9条の2 略	第9条の2 略
2 前項の規定による支給される地域手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。	2 前項の規定による支給される地域手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。
<u>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</u>	<u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u>
第17条の9 <u>第8条、第9条及び第9条の3</u>の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>には適用しない。	第17条の9 <u>第8条</u>の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。

(桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年桶川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(特別休暇) 第14条 略 2 略 (16) 出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、当該子の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市規則で定める当該子の世話<u>を行う</u>ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間	(特別休暇) 第14条 略 2 略 (16) 出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、当該子の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市規則で定める当該子の世話<u>若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をする</u>ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間

(桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年桶川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(特定任期付職員等についての給与条例	(特定任期付職員等についての給与条例

の適用除外等) 第10条 給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第13条、第14条第2項、第14条の2及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 3 給与条例第8条、第9条及び第9条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。	の適用除外等) 第10条 給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の3、第13条、第14条第2項、第14条の2及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 3 給与条例第8条及び第9条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の桶川市職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障

害者」とあるのは

(5)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と

と、同条第3項中「13,000円」同様の事情にある者を含む。）」

とあるのは「11,500円」と、「同項第2号から第6号まで」とあるのは「同項第2号から第5号まで及び第6号」と、「とする」とあるのは「、同項第5号の2に該当する扶養親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員に対しては支給しない」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第9条の2第2項の適用については、同項中「100分の8」とあるのは、

「100分の9」とする。

(桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 桶川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年桶川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(2) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後												
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)	(短時間勤務職員についての給与条例の特例)												
第19条 略	第19条 略												
<table><tr><td>第17条の9</td><td>再任用職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr><tr><td>第1項</td><td></td><td></td></tr></table>	第17条の9	再任用職員	短時間勤務職員	第1項			<table><tr><td>第17条の9</td><td>第8条</td><td>第8条及び第9条の3</td></tr><tr><td></td><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td>短時間勤務職員</td></tr></table>	第17条の9	第8条	第8条及び第9条の3		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第17条の9	再任用職員	短時間勤務職員											
第1項													
第17条の9	第8条	第8条及び第9条の3											
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員											

(桶川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 桶川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年桶川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則 第19条 桶川市職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで、 第8条、第9条並びに第9条の3 並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 第19条 桶川市職員の給与に関する条例第4条第3項及び第5項から第7項まで 並びに第8条 並びに新給与条例第4条第9項から第11項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和 7 年 3 月 1 1 日 提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、職員の扶養手当の改定等をしたいので、この案を提出するものである。